水 振 第 182 号 令和 3 年 6 月 4 日

岩手海区漁業調整委員会会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

のとおり定めたいので、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第58 条において読み替 により、貴委員会の意見を求めます。 えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次 岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第1号、 第2号及び第11

担当:農林水産部水産振興課

漁業調整担当 1 電話:019-629-5819

FAX: 019-629-5824

E-mail: k-yamane@pref.iwate.jp,



あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

| | 漁業種類 | | | | | | | 許可または |
|----------|--------------|--------------------------------------|-----------------------|----------|--------------|---|---|------------------------|
| | 水産動植 物の種類 | 漁具の種類 その他の漁 業の方法 | 操業 区域 | 漁業 時期 | 推進機関の馬 力数 | 船舶の 総トン数 | 漁業者の資格 | 起業の認可 をすべき漁 業者の数 |
| 繁殖期あわび漁業 | あわび 簡易潜 | あわび 簡易潜水器 馮 兼 権 ス ま か ら ス | 共同漁業権の 7 | 7月1日 | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市に住所を 有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者 又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者 | 2 |
| | | | から 10 月 - 31 日まで | | _ | 岩手県内に住所を有する者のうち、陸前高田市に住 所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業 権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者 | 1 | |

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年6月28日から令和3年7月28日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から1年間とする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

- イ・・・(漁獲予定数量)を超えて採捕してはならない。
- ウ網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。
- エ 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。
- オ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

| | 漁業種類 | | | | | | | 許可または |
|----------|--------------|------------------------|-----------------|------------------------|--------------|-------------|---|------------------------|
| | 水産動植 物の種類 | 漁具の種類 その他の漁 業の方法 | 操業 区域 | 漁業 時期 | 推進機関の馬 力数 | 船舶の 総トン数 | 漁業者の資格 | 起業の認可 をすべき漁 業者の数 |
| 繁殖期あわび漁業 | あわび | 簡易潜水器 | 第共業漁者同得域一同権業か意た | 7月1日 から10月 31日まで | _ | _ | 岩手県内に住所を有する者のうち、操業区域に係る 第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から 操業の同意を得ている者 | 1 |

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年8月10日から令和3年9月10日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から1年間とする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

- イ・・・(漁獲予定数量)を超えて採捕してはならない。
- ウ網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。
- エ 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。
- オ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

| | 漁業種類 水産動植 物の種類 | 漁具の種類 その他の漁 業の方法 | · 操業 区域 | 漁業時期 | 推進 機関 の馬 力数 | 船舶 の 総ト ン数 | 漁業者の資格 | 許可また は起業の 認可をす べき漁業 者の数 |
|--------------------------------|----------------------|---------------------------------------|--|---------------------------|----------------------|---------------------|---|-------------------------------------|
| | | | 第一種共同漁業一共第 15 号に隣接する漁業 権が設定されていない 海域 | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市に住所を有する者 る者 岩手県内に住所を有する者のうち、下閉伊郡のうち岩泉 町に住所を有する者 | 13 |
| なまこ漁業(なまこ漁業器) 業及び繁殖期 なまこ漁業を除く) | なまこ | まこ かぎ、たも 10 権 海 第 10 権 | 第一種共同漁業一共第 103 号に隣接する漁業 権が設定されていない 海域 | 8月1 日から 3月31 日まで | _ | _ | | 27 |
| [21\ \] | | | 第一種共同漁業一共第 106 号に隣接する漁業 権が設定されていない 海域 | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市に住所を有す る者 | 78 |

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年6月18日から令和3年7月19日まで
- (3) 備考

- ① この許可の有効期間は、令和3年8月1日(令和3年8月2日以降の場合は許可の日)から、令和4年3月31日までとする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。
 - イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

| | 漁業種類 | | | | 推進 | 船舶 | | 許可また |
|-------------------------|--------------|------------------------|--------------------------|--------------|----------------|--|---|-----------------------------|
| | 水産動植 物の種類 | 漁具の種類 その他の漁 業の方法 | 操業 区域 | 漁業 時期 | 機関 の馬 力数 | の 総ト ン数 | 漁業者の資格 | は起業の 認可をす べき漁業 者の数 |
| | | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡の うち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に住 所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者 又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者 | 定めなし |
| なまこ漁業(なまこ潜水器漁業及び繁殖期 | tst > | | 第一種共同漁業権の漁 業権者から同意を得た | 8月1 日から | | 岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉伊郡 (普代村を除く。)に住所を有し、操業区域に係る第一 種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の 同意を得ている者 | 定めなし | |
| 業及び繁殖期 なまこ漁業を 除く) | | | | 3月 31 日まで | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市及び上閉伊郡 に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業 権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者 | 定めなし |
| | | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸前高 田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の 漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている 者 | 定めなし |

| なまこ潜水器 漁業(繁殖期な まこ漁業を除 く) | | | 第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域 | 8月1 日か3月31 日まで | | 岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡の うち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に住 所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者 | 定めなし |
|-----------------------------------|---------|-----|------------------------|----------------------|--|--|----------|
| | なまこ | 潜水器 | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉伊郡 (普代村を除く。)に住所を有し、操業区域に係る第一 種共同漁業権の漁業権者 | 定めなし |
| | /4.A.C. | 伯尔伯 | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市及び上閉伊郡 に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業 権者 | 定めなし定めなし |
| | | | | | | 岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸前高 田市に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の 漁業権者 | 定めなし |

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

通年

- (3) 備考
 - ① この許可の有効期間は、令和3年8月1日(令和3年8月2日以降の場合は許可の日)から、令和4年3月31日までとする。
 - ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (1) なまこ漁業(なまこ潜水器漁業及び繁殖期なまこ漁業を除く)
 - ア 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。
 - イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
 - (2) なまこ潜水器漁業 (繁殖期なまこ漁業を除く)
 - ア 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。
 - イ 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

- ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

いか釣り漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第11号に掲げる次のいか釣り漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 漁業種類 | | | | | | | | 許可または |
|--------|--------------|------------------------|---------------|-----------------------|--------------|--|--|------------------------|
| | 水産動植 物の種類 | 漁具の種類 その他の漁 業の方法 | 操業 区域 | 漁業 時期 | 推進機関の馬 力数 | 船舶の 総トン数 | 漁業者の資格 | 起業の認可 をすべき船 舶等の数 |
| いか釣り漁業 | いかめ | おり 岩手県 沖 合 海 面 | | 1月1日 | 制限なし | | 岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村並びに九戸郡のうち洋野町及び野田村に漁業根拠地を有する者 | 3 |
| | | | 沖合海 | から3月 31日、6 月1日か | | 5 トン以 上 30 トン 未満 | 岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市及び下閉 伊郡(普代村を除く。)に漁業根拠地を有する者 | 1 |
| | | | ら12月31 日まで | | - 21 * Hey | 岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市及び陸 前高田市に漁業根拠地を有する者 | 1 | |

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年6月18日から令和3年7月19日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から令和5年2月28日までとする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 ア 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180 キロワット以下でなければならない。

- イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。